

森林整備事業(造林)の補助の内容

植付け

伐採跡地などに新たに森林を作るために、苗木の植付けの作業。植付けを行う前には、伐採した後の枝葉やササ等の整理が必要。



補助の対象

- 植付けの準備のために林地の整理を行う地拵
- 苗木の植付け、種子の播き付け
- 苗木代 等

保育間伐・搬出間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士が生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行う。



補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 伐採木の搬出(間伐の場合のみ) 等

下刈り

苗木を植付けた後の数年間、周りの雑草木の成長が盛んで、植栽木への日当たりが悪くなり成長が阻害。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付け。



これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行う。

補助の対象

- 雑草木の除去 等

森林作業道

森林作業道は森林整備の推進のために必要であるため、補助を行う。

森林作業道開設等の補助を受けようとする場合は、原則として、人工造林若しくは搬出を伴う間伐等に係るもの。



補助の対象

- 間伐等と一体として行う森林作業道の開設 等

支援内容(森林所有者自ら、あるいは事業体に委託して行う森林整備を対象)

令和3年4月現在

区分	① 一般の森林	② 「森林経営計画」策定森林	荒廃した森林 ※1
植林	36%	68%	①58% ②90%
下刈	36%	68%	①68% ②100%
保育間伐	68% ※2	68%	
搬出間伐	68% ※2	68% ※3	
森林作業道	85% ※2	85%	

※1 荒廃した森林とは・・・枝の付きが悪い(樹冠長率30%未満)、樹高に対して幹が細い(形状比90以上)など

今後良好な成長が見込めない森林:県森林環境税「次代へつなぐ森林(もり)再生事業」で嵩上げ

※2 県森林環境税「次代へつなぐ森林(もり)再生事業」

※3 5ha以上の集約化された森林で実施